

3 1 補装具

担当：福祉課

補装具とは、身体障害者(児)や難病患者の身体機能の失われた部分を補うための器具で、補装具の購入、修理及び貸与に対する費用の助成（補装具費の支給）を受けることができます。

1 補装具費の対象となる物品

義肢（義手、義足）、装具（下肢、靴型、体幹、上肢）、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る。）、車いす、電動車いす、座位保持いす、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ（一本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置

2 対象者

身体障害者手帳所持者又は難病患者

※障害の内容、程度、年齢等により対象にならない補装具があります。事前にご確認ください。

※介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※購入等した後での申請はできません。事前にご相談ください。

3 申請に必要なもの

- (1) 見積書（事業者は市との契約が必要です。手続等は事前にご確認ください。）
- (2) マイナンバーが分かるもの
- (3) 本人確認書類（本人以外が申請手続きを行う場合に提示が必要です（写真表示のあるもの1点又は写真表示のないもの2点以上。））
- (4) その他補装具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）

4 申請の流れ

- (1) 医師・補装具業者等と補装具の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
- (2) 上記の「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 補装具の種類、内容によっては西三河福祉相談センターで判定を受けます。
- (4) 市から補装具費支給決定通知書及び補装具費支給券が交付されます。
- (5) 支給券を業者へ提示し、補装具を受け取り、自己負担額を業者に支払います。
※申請から支給券の交付までの期間は、判定が不要な場合は1週間～2週間程度、判定が必要な場合は1ヶ月～2ヶ月程度かかります。

第6章 日常生活の支援

5 費用

補装具作成等にかかった費用（品目ごとに定められた基準額の範囲内に限る）の1割を自己負担していただきます。また、世帯の所得に応じて次の3区分の負担上限月額が設定されます。

※令和6年4月1日より18歳未満の児童の補装具に対する所得制限は撤廃されました。

6 利用者負担上限月額

所得区分	対象者の世帯	上限額（月額）
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯	37,200円
対象外	市民税課税世帯のうち市民税所得割額が46万円以上の方がいる世帯	対象外

- (1) 世帯の範囲は、18歳以上の障害者は、本人とその配偶者、18歳未満の障害児は保護者の属する世帯員全員です。
- (2) 支給の可否を判定する市民税所得割額とは、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除が適用される前の市民税所得割額から、18歳までの扶養親族がいる場合、みなし控除額を再算定した額です。
- (3) 定率負担をすることにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで定率負担の負担上限月額を引き下げます。

3 2 日常生活用具

担当：福祉課

日常生活用具とは、日常生活を送る上で、障害があることにより必要となる用具で、日常生活用具購入に対する費用の助成又は日常生活用具を支給します。

1 日常生活用具の対象となる物品

特殊寝台、特殊マット、エアーマット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッド、入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ（T字状・棒状のつえ）、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障害者用屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人体重計、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、発電機、人工呼吸器用バッテリー、外部バッテリー（ポータブル電源を含む）、点字ディスプレイ、携帯用会話補助装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、視覚障害者用活字文書読上げ装置、情報・通信支援用具、聴覚障害者用情報受信装置、聴覚障害者用通信装置、点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、人工喉頭、人工内耳スピーチプロセッサ（付属品を含む）、ストーマ装具、紙おむつ等、収尿器、居宅生活動作補助用具

2 対象者

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者。障害の内容、程度、年齢等により対象になる日常生活用具が違います。

3 申請に必要なもの

- (1) 見積書（事業者は市との契約が必要です。事前にご確認ください。）
- (2) 課税証明等所得が確認できるもの（碧南市で課税状況の確認ができない者のみ）
- (3) その他日常生活用具の種類、内容によって必要な書類（事前にご確認ください。）
- (4) 医師の意見書（難病患者等の場合）

4 申請の流れ

- (1) 医師・日常生活用具業者等と日常生活用具の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
- (2) 上記「申請に必要なもの」を福祉課窓口に提出します。
- (3) 市から日常生活用具支給決定通知書及び日常生活用具給付券が交付されます。
- (4) 給付券を業者へ提示し、用具を受け取り、自己負担額を業者に支払います。

※申請から給付券の交付までの期間は、1週間～2週間程度かかります。

※費用負担について補装具と同様になります。前のページを参照ください。

※介護保険制度の対象者の場合は、介護保険制度での貸与が優先となります。

※購入後の申請はできません。事前にご相談ください。

33 軽・中等度難聴児用補聴器

担当：福祉課

軽度、中等度の難聴を持った児童に対し、言語の取得、言語や精神の発達、学力の向上などを支援するため、補聴器の購入又はイヤモールドの修理に対する費用助成を行っています。

1 対象者

次のすべてに該当する方

- (1) 18歳未満の方
 - (2) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない方
 - (3) 医師から補聴器装用の必要性を認められた方
- ※購入、修理後の申請はできません。事前にご相談ください。

2 申請に必要なもの

- (1) 見積書（市と契約している事業者が対象となります。事前にご確認ください。）
- (2) 医師の意見書（様式は福祉課窓口でお渡しします。ただし、イヤモールドの交換を行う場合は不要）

3 申請の流れ

- (1) 医師・補聴器業者等と補聴器の作成について相談し、業者に見積書の作成を依頼します。
- (2) 上記の「申請に必要なもの」を福祉課窓口へ提出します。
- (3) 市から決定通知書及び助成券が交付されます。
- (4) 助成券を業者へ提示し、補聴器を受け取ると共に自己負担額を業者に支払います。

4 助成の額

補聴器購入にかかった費用の3分の2の額を助成します。

ただし、1個あたりの助成の額が39,000円を超えるときは、39,000円とします。なお、助成対象は2個までとなります。

34 福祉機器のリサイクル

担当：社会福祉協議会

碧南市社会福祉協議会では、福祉機器のリサイクルの仲介を行っています。福祉機器を譲りたい方、譲って欲しい方に登録をしていただき、該当があった場合にご紹介します。

1 対象者

福祉機器、福祉用具を譲りたい方、譲って欲しい方等 どなたでも。

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-1198
FAX0566-48-6522

3 利用の流れ

(1) 福祉用具を譲りたい方

譲りたい福祉用具を「譲ります」に登録します。

※電動ベッド等の大型の現物は、自宅での保管となります。

(2) 福祉用具を譲って欲しい方

譲って欲しい福祉用具を「求めます」に登録します。

35 障害者訪問入浴サービス事業

担当：福祉課

ご自宅に浴槽を持ち込み入浴及び洗髪のサービスを行います。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1級又は2級の65歳未満の方で、訪問入浴サービスが必要と認められた方
- (2) 難病患者で(1)と同程度の障害を有していると医師が証明した方

2 利用料

無料（実施に要する水道代、電気料等は、利用者負担となります。）

3 申請に必要なもの

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 入浴の可否に関する意見書（主治医が作成、福祉課窓口で様式をお渡しします。）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、利用が適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

5 利用可能回数

週に2回（18歳未満の者については6月から10月まで週に3回）

6 その他

- (1) 市と契約している事業者での利用が対象となります。事前にご確認ください。
- (2) 利用の際は、家族の方が立会い、介助に当たる必要があります。
- (3) 着替え、バスタオル、タオル、洗面器等をご用意いただきます。

36 日常生活自立支援事業

担当：社会福祉協議会

福祉サービスに関する利用手続き、利用料の支払い、苦情解決制度の利用手続きや通帳・印鑑の保管をお手伝いします。

1 対象者

認知症高齢者、知的障害者又は精神障害者などで、契約等の判断をすることが不安な方や金銭管理、書類管理等に不安のある方

2 申請先・問い合わせ先

碧南市社会福祉協議会 碧南市山神町8丁目35番地
電話 0566-46-3701
FAX 0566-48-6522

3 利用料

- (1) 1回 1,200円 ※生活保護世帯は無料
- (2) 通帳等の保管は年間3,000円（月額250円）
※相談や、支援計画の作成などは無料です。

4 利用の流れ

- (1) 利用を希望される方は、社会福祉協議会へご相談ください。
- (2) 社会福祉協議会の「専門員」が面接をさせていただき、利用を希望される方のご希望や状況をうかがいながら、「支援計画」（サービス内容を定めたもの）を作成します。
- (3) この支援計画によるサービスで合意できれば、「契約書」を取り交わし、支援が開始されます。

37 家具等転倒防止事業

担当：高齢介護課

地震発生時の家具等の転倒を防止するために、金具等で固定をします。

1 対象者

- (1) 身体障害者手帳1又は2級の方
- (2) IQ35以下の方（IQ値は、療育手帳の判定によります。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する方

2 利用料

無料

3 内容

転倒防止用の固定金具等の取付け。

※家具の連結、柱、梁、鴨居又は壁等への固定で、対象となる家具は洋服ダンス、和ダンス、整理ダンス、茶ダンス等の家具5点まで

4 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

5 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、シルバー人材センターから家具の固定に伺います。

6 その他

- (1) 借家・アパートにお住まいの方は、家主の了解が必要です。
- (2) 対象者以外の方も実費で取付けできます。シルバー人材センター窓口でお尋ねください。

シルバー人材センター 電話0566-46-3703

38 火災警報器設置事業

担当：福祉課

重度の障害者の方のみで構成される世帯へ、日常生活の安全のために火災警報器を支給及び設置します。

1 対象世帯

(1)から(4)までに該当する方のみで構成される世帯

- (1) 身体障害者手帳1又は2級の方
- (2) IQ35以下の方（IQ値は、療育手帳の判定によります。）
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (4) 難病患者で(1)から(3)と同程度の障害を有していると医師が証明した方

2 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（お持ちの方のみ）

3 利用料

支給及び設置共に無料

4 設置数

住宅用火災警報器の設置は、1世帯につき3個（2階以上の階に寝室がない場合は2個）設置します。

5 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、福祉課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、設置日の日程調整を行います。
- (3) シルバー人材センターから火災警報器の固定に伺います。

39 訪問理容サービス

担当：高齢介護課

理容店へ一人で出かけることの出来ない方を理容業者が訪問し、散髪とひげそりを行います。

1 対象者

- (1) 在宅で生活をしている65歳以上のねたきりまたは重度の認知症の状態が3ヶ月以上継続している方
- (2) 身体障害者手帳1級又は2級の方で、理容店へ行くことが出来ないと認められる方

2 利用料

無料 ※年間最大4回分の利用券を発行します。

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳（お持ちの方のみ）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、高齢介護課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、利用券を発行します。

40 寝具洗濯乾燥サービス

担当：高齢介護課

寝具を洗濯、乾燥、消毒したものと毎月取り替えます。

1 対象者

在宅の方で次の(1)から(3)のいずれかに該当する方

- (1) 65歳以上のねたきりの状態、又は重度の認知症の状態の方
- (2) 65歳以上のひとり暮らしの方で特にサービス利用が必要と認められる方
- (3) 身体障害者手帳1級又は2級の方若しくは療育手帳A判定に該当する満18歳以上の方

2 利用料

無料

3 申請に必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳（お持ちの方のみ。）

4 申請の流れ

- (1) 上記の「申請に必要なもの」をそろえて、高齢介護課窓口で申請してください。
- (2) 審査のうえ、適当と認められた場合は、サービス利用が開始されます。

4 1 障害者歯科診療所

碧南市では障害のある方に安心して歯科診療をしていただけるように障害者歯科診療所を開設しています。バリアフリーで診療台まで車いすで行くことができます。

1 診療日時

毎週木曜日（祝日・お盆・年末年始を除く。）午後1時30分から午後5時まで

2 申込み

時間予約制です。予約の上、診察を受けてください。

- (1) 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分までに、碧南市健康課（保健センター）にご連絡ください。

碧南市保健センター 電話0566-48-3751

（祝日・年末年始を除く。）

- (2) 木曜日午後の診療時間中は、障害者歯科診療所にご連絡ください。

障害者歯科診療所 電話0566-46-3700

3 所在地

碧南市前浜町4丁目22番地

電話0566-46-3700

4 その他

- (1) 健康保険証及び障害者医療費受給者証の発行を受けている方はご持参ください。
(2) 初診の方は介護者の方の同伴をお願いします。
(3) 当日の担当医など詳しくは以下の碧南歯科医師会ホームページをご確認ください。

<http://www.hekinan-dental.com/>



- (4) ねたきりの方等のために、在宅訪問歯科診療を行っている歯科診療所もあります。詳しくは、かかりつけの歯科診療所又は碧南市保健センターにお問い合わせください。

42 サポートシート・(ぷち)サポートブック **担当：福祉課**

(ぷち)サポートブックとは、お子さん(ご本人)が初めて接する人(先生や支援員)に特性や接し方を知ってもらうための情報を書きおくものです。

サポートシートとは、サポートブックをより簡易にし、学齢期に関する欄を設けました。保護者の方がお子さんの状態を記入することで情報整理に役立つこと、また、整理された情報を基に懇談会など先生方との情報交換の場でも活用することができます。

1 対象者

支援が必要なお子さんをお持ちの保護者の方

2 入手方法

福祉課窓口でお渡しします。また、以下の福祉課社会福祉系のホームページでもダウンロード可能です。

https://www.city.hekinan.lg.jp/soshiki/fukushi_kodomo/fukushi/syakaihukushi



3 使い方・作成上の注意

- (1) サポートブックを入手したら、クリアファイルに入れて活用することをおすすめします。成長に合わせて容易に作り換えが可能です。
- (2) 全てを書く必要はありません。伝えたいポイントから書いてみてください。
- (3) お子さんに対する思い、苦労話などさまざまなエピソードがあると思います。簡単には語れないでしょうが「保護者の本人に対する思い」の欄に、保護者の方の心を整理する場として活用していただくこともおすすめします。
もちろん！本人の特性は忘れずに。

4 活用方法

入園入学、進級、就労、事業所への入所などの際に新しい先生、事業者、支援者の方に見ていただく等の使い方ができます。

43 介護マークの配布

担当：高齢介護課

高齢の方などを介護している場合、周りから見ると介護していることが分かりにくく、誤解や偏見を持たれることがあります。

介護中であることを周りに知ってもらいたいときにご活用ください。

1 対象者

高齢者等を介護している家族の方（認知症の程度や障害の種別を問いません）

2 配布物

介護マーク、ストラップホルダー（首にかけられるケース）

3 使用例

- (1) 介護していることを周囲にさりげなく知ってもらいたいとき
- (2) 駅や公共施設でトイレに付き添うとき
- (3) 男性介護者が女性用下着を購入するとき

4 申請の流れ

高齢介護課での申請時に介護マークをお渡しします。

【介護マーク】



4.4 ヘルプカードの配布

担当：福祉課

障害や高齢等により、必要な支援について自ら伝えることが困難な人が、緊急時や災害時に支援者に提示することで支援を円滑に受けられるために活用するものです。

1 対象者

障害や高齢等により支援や配慮が必要な方（障害者手帳の有無や障害の種別、介護保険における認定区分を問いません）

2 使用方法

カードサイズに折りたたみ財布や障害者手帳の中などに入れて携帯し、災害時や緊急時、日常でお困りの際にご提示ください。

また、ビニールケース（名札のように首から下げておくもの）に入れて身に着けていると周りの方に見てもらいやすくなります。

3 配布方法

対象者のうち、必要な方へ1人1枚配布（無料、郵送不可、代理受領可）又は福祉課ホームページからダウンロードしてください。

4 配布場所

市役所（福祉課、高齢介護課）、保健センター、へきなん福祉センターあいくる
※印鑑等の持ち物は不要

【ヘルプカード（記載例）】

<p>おねがひしたいこと (自由記載欄)</p>	<p><input type="checkbox"/> 周りがうるさいとパニックになります</p> <p><input type="checkbox"/> 親や知り合いの人がいれば落ちて過ごせませ</p> <p><input type="checkbox"/> 薬を欠かすことができません</p> <p><input type="checkbox"/> シェルヤやく常にたふいので座らせてくれるか 寝かせてくれるとうれいして</p> <p><input type="checkbox"/> ゆっくり話せば言葉は理解できます</p> <p><input type="checkbox"/> あまり重荷かかない時は手をひいてください</p> <p><input type="checkbox"/> アレルギーがあります(小麦)</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急連絡先へ連絡してください</p> <p><input type="checkbox"/> 中面に情報が記入してあります</p>
<p>あなたの支援が必要です。</p> <p>ヘルプカード</p>   <p>碧南市 Hekinan City</p>	

<p>ふりがな 名 前 (なまえ) <u>へきなんたろう 碧南太郎</u></p> <p>じゅうしょ 住 所 <u>碧南市〇〇町〇丁目〇番地</u></p> <p>せいねんがっぴ 生年月日 <u>平成13年4月1日</u></p> <p>でんわばんごう 電話番号 <u>0566-00-0000</u></p> <p>けつえきがた 血液型 <u>A型(Rh+)・-</u> せいべつ 性別 <u>男</u>・女</p> <p>きんぎょんれんらくさき(まごがら) 居こしゅ しゃんぞくなど 緊急連絡先(続柄) *保護者・親族等 <u>碧南太郎(父) 090-0000-0000</u> <u>碧南花子(母) 090-0000-0000</u> <u>〇〇株式会社(母勤務先) 0566-00-0000</u></p>	<p>しょうめい しょうめい 障がい名・病名 ①糖尿病・高血圧 ②自閉症スペクトラム症・ADHD</p> <p>かかりつけ医療機関 ① 〇〇市民病院(00-0000) ② 〇〇メンタルクリニック(00-0000)</p> <p>じょうやく 処方薬 ①オマリノ錠250mg 2T・アジリバ20mg 1T ②エビリファイ1mg 3T</p> <p>ほか しょうぼう その他の情報 <u>アレルギーがあります(小麦)</u></p>
--	---

5 ヘルプマークについて

ヘルプマークについては、【86ページ 「73 障害者に関するマーク」】でご確認ください。

45 NET119(ネット119)緊急通報システム 担当：衣浦東部広域連合消防局

聴覚又は音声・言語機能等に障害があり、音声による119番通報が困難な方が、お持ちのスマートフォン等からインターネット回線を利用して音声を用いることなく119番通報ができるシステムです。

このシステムでは、通報時に事前登録した情報やGPSによる位置情報や画像を送ることができるほか、チャット機能を利用しての会話も可能です。

1 対象者

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）に在住又は在勤、通学中の聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

衣浦東部広域連合消防局 通信指令課
〒448-8677 刈谷市小垣江町西高根204番地1
電話 0566-63-0138
FAX 0566-63-5731

3 事前登録について

このシステムを利用するためには事前登録が必要です。利用に必要な事項については「Net119 緊急通報システム利用規約」に記載しています。必ず内容をご確認ください。
<https://www.kinutoh.jp/shobo/tsushin/kyukyu/119ban/documents/net119riyoukiyaku.pdf>



事前登録は、通信指令課へお越しください。その際には119番要請用の端末を一緒にお持ちください。

4 その他

- (1) NET119緊急通報システムは、インターネット回線を利用したシステムのため、通信事業者のメンテナンスや障害によってサービスが停止する場合があります。
- (2) 音声で119番通報することに支障がない方はご利用いただけません。
- (3) 利用対象者が通報する場合のみご利用いただけます。
- (4) すでに管轄外で同サービスに登録されている場合でも通報が可能（相互接続されている場合に限る）です。
- (5) 登録時の通信料や通報時の通信料は、自己負担になります。その他の費用は掛かりません。
- (6) スマートフォン、携帯電話の対応機種に要件があります。詳しくはホームページをご確認ください。

46 FAX・Eメールによる119番通報

担当：衣浦東部広域連合消防局

聴覚障害のある人、急に声が出なくなった時など、通常の電話での通報が難しい方からの119番通報をFAX・Eメールで受け付けます。緊急時のみ利用できます。

1 対象者

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）に在住又は通勤、通学中の聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

衣浦東部広域連合消防局 通信指令課
〒448-8677 刈谷市小垣江町西高根204番地1
電話 0566-63-0138
FAX0566-63-5731

3 利用の流れ

【FAXで119番通報する場合】緊急連絡先 FAX：119

- (1) 事前に「緊急通報ファックス用紙」を、お近くの消防署でお受け取りください。衣浦東部広域連合消防局のホームページからダウンロードすることもできます。
- (2) 緊急通報が必要な場合、用紙に通報内容を記入し、119にFAX送信します。
通報用紙がない場合は、どんな紙でも構わないので、①火事か救急か②発生場所の住所③発生場所の住所や世帯主氏名④おかけのFAX番号⑤通報者の氏名⑥救急の場合、意識呼吸の有無、症状、年齢、性別⑦火災の場合、何がどのくらい燃えているか、をもれなく記入して送信してください。
- (3) 緊急通報FAXを送信すると、消防局から返信FAXが送られてきます。

※火事の場合は通報後にすぐに避難してください。救急の場合は待っていてください。

【Eメールで119番通報する場合】

原則、メール119の新規登録は行ってありませんが、Net119にご利用の端末の都合上で登録することができない方、またはその他の事情によりメール119の登録を希望される方は通信指令課にご相談ください。

衣浦東部広域連合消防局管轄（碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市）にお住まい又は通勤、通学中の方で、聴覚又は音声・言語機能等に障害のある方が事前に登録することをご利用いただけます。

4 その他

- (1) FAX・メール通信料は利用者の負担となります。
- (2) 利用可能範囲は、碧南市、刈谷市、安城市、知立市及び、高浜市内です。

47 110番アプリ・FAXによる110番通報 担当：愛知県警察本部

聴覚や言語機能に障害のある方等、音声による110番通報が困難な方からの110番通報を、スマートフォンやフィーチャーフォンのアプリシステム・FAXを利用して文字や画像で受け付けます。

1 対象者

聴覚障害者、音声言語機能障害者等

2 申請先・問い合わせ先

愛知県警察本部通信指令室

ホームページ <https://www.pref.aichi.jp/police/anzen/110/shougai.html>



3 利用の流れ

(1) 携帯電話のアプリシステムを利用する場合

ア 通報前にスマートフォンの方は「110番アプリ」のダウンロード、フィーチャーフォンの方は <http://mobile110.npa.go.jp> へのアクセスをし、通報者の情報を事前登録してください。



イ 通報時は通報者と愛知県警察が対話方式（チャット）で通報確認を行います。

(2) FAXで110番通報する場合

ア 「FAX110番記入用紙」をホームページから印刷してください。

イ 緊急通報が必要な場合、「FAX110番記入用紙」に通報内容を記入の上、FAXを0120-110-369に送信します。

4 その他

(1) 通信料は、利用者の負担となります。

(2) 110番アプリシステムは、携帯電話以外からのアクセス（パソコン、PHS等）は出来ません。

(3) 緊急事態以外では、絶対に利用しないでください。

(4) 通報は、愛知県内の事件・事故に限られます。

48 災害用電話サービス

担当：危機管理課

避難指示や避難所開設などの情報は、へきなん防災メールや碧南市LINE公式アカウントなどでお知らせしていますが、障害があるなどによりメールやLINEの確認が困難な方などに対して、自宅の固定電話へ電話でお知らせします。

避難所開設などがあつた際に、時間帯や居住地区に関係なく、サービスに登録されているすべての方へ一斉に、電話でお知らせするものです。サービスの利用に料金はかかりません。



1 対象者

碧南市内に居住し、以下のいずれかに該当する方

- (1) 障害があるなどにより、メールやLINEの確認が困難
- (2) 世帯に携帯電話やスマートフォンでメールを受信できる人がいない
- (3) 世帯に携帯電話やスマートフォンでメールを受信できる人はいるが、日中不在

2 配信内容

避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）
避難所開設

3 留意事項

- (1) 深夜も含め、時間帯を問わず電話配信されます。
- (2) 居住地区以外の情報も電話配信されます。

4 申請の流れ

危機管理課窓口にある申請書を記入・提出してください。

申込者から、申請の同意が得られている場合は、代理申請も可能です。

5 その他

- (1) 固定電話を対象にしたサービスのため、固定電話以外の電話は登録できません。
- (2) メールやLINEの受信・確認ができる方は、へきなん防災メールや碧南市LINE公式アカウントの登録をお願いします。
- (3) 登録後に携帯電話などを持たれた場合や、携帯電話などを持つ人が同居した場合は、登録の解除をお願いします。